

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

～徴収猶予の特例について～

新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方で、県税を一時に納付することができないと認められるときは、所管の県税・総務事務所に申請することにより、「徴収猶予の特例」が認められる場合があります。

まずは、所轄の県税・総務事務所にご相談ください。

対象となる税

令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する県税
(証紙徴収の方法で納めるものを除く)

対象となる方

以下①、②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者(個人法人の別、規模は問いません。)

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること
- ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること

猶予期間

申請者の財産や収支の状況に応じて、猶予する県税の納期限から最長1年間です。

猶予が認められると…

猶予を受けた県税は、原則として猶予期間中に納付していただきます。
猶予期間中の延滞金が免除されます。
財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

申請の手続

所管する県税・総務事務所に、次の書類を期限までに提出します。

※提出が困難な場合は、所管の県税・総務事務所に御相談ください。

提出する書類

- A 徴収猶予申請書
- I 徴収猶予の特例の対象となること(収入が前年同期比概ね20%以上減少等)を証明する書類(売上帳や現金出納帳、給与明細書、預金通帳のコピー等)

申請の期限

原則、以下の①、②いずれか遅い日までに申請が必要です。

- ① 令和2年6月30日
- ② 納期限(納期限が延長された場合は延長後の期限)

申請後の流れや所管の県税・総務事務所は、裏面を御覧ください。

提出書類等の審査

提出された申請書や添付書類等の内容を審査して、猶予の許可・不許可、猶予を許可する金額や期間などを決定します。

猶予の許可・不許可

提出書類の内容を審査した後、県税・総務事務所から猶予の許可又は不許可の通知をします。

猶予の取消し

猶予が認められた後に次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- ・ 猶予を受けている県税以外に新たに納付すべきこととなった県税が滞納となったとき
- ・ 偽りその他不正な手段により猶予の申請がなされ、それが判明したとき
- ・ 財産の状況その他の事情の変化により、猶予を継続することが適当でないと認められるとき

○ 申請書様式等は、県庁ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/zeimu/kurashi/zekin/20200319151410.html>



QRコード

※QRコードはデンソーウェーブ(株)の商標登録です。

- 県税を納期限までに納付できない場合には、お早めに所轄する県税・総務事務所にご相談ください。
- 県税を納期限までに納付していない場合、納付までの日数に応じて延滞金がかかります。
- また、督促状の送付を受けてもなお完納されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

【県税・総務事務所】 ※納税通知書に記載されている県税・総務事務所へお問い合わせください。

事務所名	電話番号	所在地
宮崎県税・総務事務所	0985-26-7270	〒880-0805 宮崎市橘通東1-9-10
日南県税・総務事務所	0987-23-3771	〒887-0031 日南市戸高1-12-1
都城県税・総務事務所	0986-23-4516	〒885-0024 都城市北原町24-21
小林県税・総務事務所	0984-23-3194	〒886-0004 小林市細野367-2
高鍋県税・総務事務所	0983-23-0213	〒884-0002 児湯郡高鍋町大字北高鍋3870-1
日向県税・総務事務所	0982-52-4147	〒883-0046 日向市中町2-14
延岡県税・総務事務所	0982-35-1811	〒882-0872 延岡市愛宕町2-15